

**台風第23号被害対策での臨時府議会・決算特別委員会知事総括質疑終わる****も く じ**

1、	11月臨時会 議案に対する討論	松尾 孝 . . .	1
2、	京都府の台風23号災害対策補正予算案について	団長談話 . . .	4
3、	台風第23号に伴う災害対策に関する意見書案	. . .	5
4、	台風第23号に伴う災害対策に関する決議案	. . .	6
5、	決算特別委員会 知事総括質疑	新井 進 . . .	7
6、	決算特別委員会 知事総括質疑	島田敬子 . . .	12

台風第23号被害に対応する補正予算の審議のための11月臨時会が11月15日に開かれました。臨時会では、京都府への決議案、国への意見書案、被害対策のための補正予算案等が、それぞれ全会一致で採択されました。

日本共産党府議団は、補正予算案等の採択にあたり、松尾孝団長が討論を行いました。

また、2004年9月議会設置の決算特別委員会の知事総括質疑が同16日行われ、新井進幹事長と島田敬子議員が、台風第23号被害対策、「三位一体改革」問題、府立洛東病院問題などで質問に立ちました。

本号では、談話、決議、意見書の全文と、討論、質疑の概要をご紹介します。

**京都府議会2004年11月臨時会 議案討論****松尾 孝（日本共産党、京都市伏見区）2004年11月15日**

日本共産党の松尾です。議員団を代表して賛成討論を行ないます。

まず、台風23号災害で亡くなられた15名の犠牲者のご遺族の皆さん、被災者の皆さんに心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。また知事をはじめ府職員の皆さん、被災自治体職員や関係者の皆さんに心から敬意を表します。

最初に、今回の台風23号災害の教訓、問題点について触れておきたいと考えます。

台風23号は丹波高原から大江山山系にいたる地域の長時間におよぶ記録的な豪雨によって、由良川中・下流域一帯で大災害を引き起こしましたが、その最大の原因は由良川本川と土師川、牧川、その他の支川の洪水が中・下流に一時に集中し、かつて経験したことのない急激な水位の上昇をもたらしたところがありました。水没したバスの屋根で助けを求める人たちの映像は、今も脳裏に焼きついていますが、今回の水害を象徴するものでした。

由良川は20日午後から水位の上昇を続け、8時頃には各地の観測点で危険水位を突破、福知山市街地に避難指示が出されるという非常事態となりました。ここで問題となりますのが大野ダムの放流であります。当日、私ども議員団は北部の各地の状況把握に努めていましたが、そのなかで「ダムの

放流を止めてほしい」との強い要求が出されました。早速、府に大野ダムの放流についての検討を電話で要請しました。関係自治体からも要請があったと聞きますが、府対策本部は人命最優先の立場から慎重な検討を行い、ダム管理事務所は、放流量を大幅に増やさなければならない段階で、逆に抑える緊急操作を実行しました。救助を待っていた37人の命は守られ、福知山も事なきを得ました。台風接近時にダムの管理・操作は慎重の上にも慎重を期すべきですが、今回の貴重な教訓を生かし、更に検討を重ね、今後にしっかり生かして頂きたいと考えます。

もう一つは連絡通報体制の問題です。水位上昇が急であればなおさらこの問題が重要ですが、今回この点では大きな問題を残しました。国道175号の通行規制問題、バス水没問題がその典型です。新聞などでもいろいろ指摘されている通りであり、マニュアルの整備、日常の訓練など万全を期すべきであります。また、広域振興局化にともなう土木事務所の体制問題についての指摘もあります。舞鶴では6名の駐在体制に若干の応援を得て対処したが、由良川筋には全く入れなかったとのことであります。統合前、舞鶴は50人近い体制だったのと比べ、その違いはあまりにも大きいのです。さらに、各自治体から住民への連絡体制です。今回この点でも多くの問題が露呈しました。浸水で役場の放送機能が麻痺した大江町のような事態は絶対あってはなりません。加悦町も放送機械室は一階にあり、辛うじて浸水をくいとめたものの本当に危ないところでした。早急に改善が必要です。有線放送は風や雨にかき消されて届かない状況が各地域で起こりました。やはり各家庭に直接届く防災無線が必要です。今回の大事な教訓として計画的な整備を進めるべきであります。これらについても十分な検討と改善を強く求めるものであります。

災害は忘れたころにやってくると言われます。今回の23号台風災害は28災以来と言われますが、28災の実体験や記憶は府民の間からほとんど消えています。「備えあれば憂いなし」です。今回の災害を教訓に災害に強い街づくりに全力を挙げていただきたいと考えます。

その点で去る9月24日に発表されました国土交通省の新潟、福井水害をうけて行われた緊急点検結果について一言しておきたいとおもいます。点検対象となった府内の11水系、300キロについて対策の必要な箇所はゼロと報告されているのでありますが、どうしてゼロなのか疑わざるを得ません。今日まで何度も小災害を起こしてきた大手川や野田川、由良川水系の各支川など素人目でも危険箇所、問題箇所は少なくありません。野田川の堤防決壊箇所は未改修部分で地元から改修促進の強い要求のあったところでありました。

人命にかかわる水害対策は安心、安全な街づくりの基本であります。この際、知事が本府防災対策の具体化について総点検を行い、日常業務についても遺漏なきよう万全を期していただきますよう強く要望しておきます。

提案されております予算案につきましては、被害を受けた住宅の建替え・補修にたいする助成と融資、高齢者・母子家庭など低所得者に対する特例措置、中小企業者や農林漁業者に対する緊急特別融資対策をはじめ、砂防・治山、道路河川の災害復旧、税の減免・猶予、授業料、手数料の減免などいずれも緊急に必要なものであります。

私どもは今回災害発生の翌日21日より、被災地域に入り被害実態の調査をおこなうとともに、住民の皆さんを激励し、要求を聞いてまいりました。その結果に基づき3度にわたって知事に申入れを行なってきましたが、そのなかで、住宅の改築・補修をはじめ畳その他、生活必需品等への助成が被災者の一致した強い要求であり、府として、国の法制度を大きく上回る積極的な独自対策を講じるよう強く求めてまいりました。今回の補正予算案は知事がこの住民の声に応えたものとして歓迎するものであります。特に、所得制限なしの住宅本体への助成は、阪神淡路大震災以来、「住宅再建なくして生活再建なし」と被災者が強く求めてきた個人補償の実現であり、大きな前進であります。

この間、被災者支援の地方の取り組みは2000年鳥取から始まり、03年の宮城、北海道、今年に入って七月に福井、新潟、徳島、8月に愛媛、岡山、兵庫と続き10月に再び新潟、そして京都と

内容的にも大きく発展しております。個人住宅に公的資金の投入はできないとする国の主張は崩れつつあります。今後、国の「被災者生活再建支援法」を改正し、住宅再建支援を国の法制度として確立していくことがますます重要であります。京都府としても積極的に取り組んでいただきたいと思いますところでもあります。また、災害救助法の運用についても問題があり改善が必要です。国に強く求めていただきたいと思います。

次に 予算案に盛り込まれていないいくつかの問題についてです。

一つは商工業者の被害に対する助成です。床上浸水による機械設備等の被害についてですが、融資だけで助成はありません。今なお機を動かさないちりめん業者をはじめ写真の現像機や練り製品の製造機などが買い換えられず、営業再開のめどが全く立たない業者もあります。一定の助成措置がどうしても必要であります。リースなども含め支援対策を講じていただきたいと思います。

農業関係についても幾つかあります。トラクター、コンバインなど農業機械一式がだめになったケースが少なくありません。修理がきかず買い換えなければならない場合、共同利用はもちろん個人でも助成対象にする必要があります。規模の大きい受託農家がこれを機会にやめるようなことになれば地域農業の崩壊が加速されることになりかねません。また、ハウス栽培農家、特に新規参入農家の場合、生産再開、出荷までの間の生活支援がどうしても必要です。さらに、農地の災害についても荒廃化を防ぐ為には全部を災害復旧にかかるようにすることが必要ではないでしょうか。

漁業では漁船の損傷問題があります。保険があるにはありますが、評価が低くてとても買い替えできません。やはり一定の助成がなければ元に戻れません。

林業については作業道の復旧問題があります。もともと作業道は助成対象ではありませんが、林道の復旧の為にも作業道が欠かせません。林道復旧と一体のものとしての助成が必要であります。また、風倒木の処理は2次災害を防ぐ上で不可欠であり、助成が必要です。

農業金融についても担保、保証人の問題があります。他の条件がいくら良くても担保、保証人が必要となれば農家はまず借りられません。商工金融なみに無担保、無保証にすることがどうしても必要です。検討いただきたいと思います。

自治体の財政負担の問題も大きな問題です。床上浸水や一部損壊の多い舞鶴市、宮津市、京丹後市などでは市負担分が住宅関係だけでも2億数千万円にのぼります。大きな財政負担を余儀なくされる自治体への支援が必要ではないでしょうか。未来づくり交付金・基金の運用、活用を含めぜひ検討していただきたいと思います。

最後に予算執行に当たっての問題です。被災自治体ではすでに住宅対策について全壊、大規模半壊、半壊などの確認作業が始まっていますが、今回の補正予算算定の基礎となっている被害戸数がかなり減少するのではないかといい声が関係者から出ています。国も支援法の弾力的運用を具体的に指導しているのですから、実態にあわせよく状況を把握し、折角の予算が被災者支援に積極的に活用されるようにすべきではないかと思えます。

また、商店街などの店舗併用住宅の場合、店舗の1階が浸水被害を受けても、居住する2階部分が潰らなければ助成対象とならないとされていることは全く不合理ではないでしょうか。居住部分の基礎は1階であり、その補修に対する助成は当然ではないかと思えます。運用改善を強く求めるものです。

以上で討論を終わりますが、本格的な復旧作業はこれからです。冬に入り降雪もあります。作業条件は悪くなりますが、人家に近い崩落箇所の応急安全対策や冬季間の生活道路の確保、除雪車が投入できる条件を是非整えていただきたいと思います。また、高齢者など被災者の皆さんの健康、保健対策などに万全を期していただきますよう強くお願いしておきます。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## 京都府の台風 23 号災害対策補正予算案について（談話）

2004 年 11 月 8 日

日本共産党府会議員団  
団長 松尾 孝

京都府は本日、山田知事が記者会見を行い、過日の台風 23 号災害対策関連補正予算案の概要を発表した。全壊、半壊、床上浸水などの被害を受けた住宅の建替・補修に対する助成と融資、高齢者、母子家庭など低所得の被災世帯に対する特例措置、中小企業者や農林漁業者に対する緊急特別融資対策をはじめ、砂防・治山、道路・河川の災害復旧など約 300 億円余の規模になる見通しである。

詳細は 9 日の議会提出を待たねばならないが、知事の説明では、被災住宅の改築・補修について全壊 300 万円、大規模半壊 200 万円、半壊 150 万円の助成を京都府独自に行うとされている。また、3000 世帯を超える床上浸水に対し 1 世帯あたり 50 万円を助成するとされている。これらはいずれも所得制限なしであること、また、住宅本体に補助金が支給されるという点で、国の被災者生活再建支援法の枠を大きく超えるものである。

わが党議員団は、災害発生の翌日 21 日より府北部被災地全域に入り、被害実態の調査を行うとともに被災住民の要求を聞いた。その結果にもとづき三度にわたって知事宛申し入れを行ってきた。特に、住宅の改築・補修をはじめ、畳その他、生活必需品等に対する助成が被災者の一致した強い要求であり、府として国の法制度を上回る積極的な独自対策を講じるよう強く要望してきた。

今回の補正予算案は、知事がこの被災者の声に応えたものであるが、商工業者の機械設備等の被害に対する助成、不通となっている幹線道路の 1 日も早い復旧、山間地の生活道路、河川や自力では不可能な農地の復旧などに全力を上げるよう求めるものである。

なお、国は「個人資産に公費は使えない」として住宅本体の修復に対する助成を拒んでいるが、住宅再建は地域復興の要であり、被災者支援の中心問題である。わが党は阪神淡路大震災以来このことを強く要求し、被災者生活再建支援法制定、改正に当たってもその実現を強く求めてきたが、今後とも、国会内外でこの取り組みをさらに強めていくものである。

## 台風第23号に伴う災害対策に関する意見書(案)

去る10月20日、本府を襲った台風第23号により、府北部地域を中心に河川の氾濫や大規模な土砂崩れが発生し、多くの尊い命が失われるとともに、多数の家屋や農地、道路、河川をはじめとする社会資本が損壊するなど、甚大な被害がもたらされた。

現在、京都府においては、甚大な被害を受けた被災市町に災害救助法及び被災者生活再建支援法を適用するほか、府、被災市町及び関係機関の連携の下、ボランティアの協力も得て、全力を挙げて被災者への支援、応急復旧等に最大限の努力をするとともに、被災した住宅本体等の再建に要する経費を補助する府独自制度の創設、中小企業者や農林水産業者向けの緊急特別融資対策などに全力を挙げて取り組んでいるところである。

しかしながら、近年において例をみない大規模な災害に係る被災地の復旧及び被災者の生活再建のためには、地方自治体による対応だけでなく国による迅速かつ強力な支援が必要である。

よって、国におかれては、被災者に対する支援、災害の早期復旧及び災害の未然防止のため、早急に次の事項について格段の配慮をされるよう要望する。

- 1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の早期指定
- 2 公共土木・農林水産・文教施設等の災害復旧事業の早期実施及び事業採択
- 3 一級河川由良川等の水害防止のための抜本的改修
- 4 二級河川大手川の河川激甚災害対策特別緊急事業等の早期採択
- 5 公営住宅災害復旧事業の早期採択及び住宅再建のための公的助成制度の拡充、残存ローン債務者に対する償還猶予措置
- 6 北近畿タンゴ鉄道の復旧事業の早期採択
- 7 被災した農林水産業者及び商工業者の経営意欲を後退させない特別の対策、天災融資法の早期発動及び再保険金の早期支払い
- 8 スクールカウンセラーの配置及びスクールバス代替措置に対する補助
- 9 文化財の復旧事業の早期採択
10. 天橋立の災害復旧事業の早期実施
11. 被害復旧に対する特別交付税をはじめとする特段の財政措置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年11月 日

衆議院議長 河野洋平 殿  
参議院議長 扇 千景 殿  
内閣総理大臣 小泉純一郎 殿  
総務大臣 麻生太郎 殿  
財務大臣 谷垣禎一 殿  
文部科学大臣 中山成彬 殿  
厚生労働大臣 尾辻秀久 殿  
農林水産大臣 島村宜伸 殿  
国土交通大臣 北側一雄 殿  
防災担当大臣 村田吉隆 殿

京都府議会議長 田坂幾太

## 台風第23号に伴う災害対策に関する決議(案)

去る10月20日、本府を襲った台風第23号により、府北部地域を中心に河川の氾濫や大規模な土砂崩れが発生し、多くの尊い命が失われるとともに、多数の家屋や農地、道路、河川をはじめとする社会資本が損壊するなど、甚大な被害がもたらされた。

被災された方々に対し、改めて衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げるものである。

府議会においては、被災地を視察された防災担当大臣に対し緊急要望を行う一方、代表団が被災市町を訪問しお見舞いと激励を行ったところであるが、現地の悲惨な状況を目の当たりにし一刻も早い被災者支援の必要性を痛感したところである。

被災地においては、府、関係市町及び関係機関の連携の下、ボランティアの協力も得て、被災者の支援と災害復旧に懸命に取り組まれているが、一日も早く平穏な生活が取り戻せるよう、必要な施策の速やかな実施が求められるところである。

よって、京都府においては、被災者に対する支援及び被災地の早期復旧のため、最大限の取組を行うとともに、被害の大きさに鑑み、次の事項について特段の措置を講じられるよう、強く要請するものである。

- 1 被災者の救済、被災施設の復旧に当たっては、財政事情にとらわれることなく、今後必要に応じた補正予算措置も含め、適切に対処すること。
- 2 農林水産業、商工業等の事業継続意欲を喪失させることのないよう、万全な支援等を行うこと。
- 3 災害を未然に防止するとともに、災害被害を最小に止めるため、今回の災害の記録及び検証に万全を期すこと。

以上、決議する。

平成16年11月 日

京 都 府 議 会

**新井 進** (日本共産党、京都市北区) 2004年11月16日

**台風第23号被害対策について**

**【新井】**

日本共産党の新井進です。質問に入ります前に、今回の台風23号ならびに新潟中越地震で、亡くなられた方々のご家族のみなさん、被災されたみなさんに、心からお見舞い申し上げます。

また、知事をはじめ、職員のみなさん、関係市町のみなさんの昼夜を分かたぬご奮闘にお礼申し上げますとともに、一日も早い生活の再建、復旧のため、私も日本共産党も全力上げてがんばる、この決意を、まず最初に表明するものです。

そこで、まず、被災者の生活再建と「災害に強い」京都をつくるために、三点、知事にお伺いいたします。

第1点は、今回被災者の住宅再建の助成措置がとられましたが、生活再建へ一歩を踏み出す上で、積極的なものとして、歓迎するものです。

ただ、生活を再建する上で、住宅の再建と同時に、農業者の農機具やパイプハウス、中小業者の生産設備、さらには漁船などへの支援が欠かすことができません。災害で生産意欲をなくし、仕事が続けられない、こうしたことを起こさないためにも、農機具や中小業者の生産設備、船の買い替えや補修のための助成を実施すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

第2点は、防災体制がどうであったのか、有効に機能したのか。このことをしっかりと検証し、今後に活かされなければならないと思います。このことにつきましては、先程来の答弁の中で、今後検証をすると答えられましたので、しっかりとやって頂きたいと思います。

その中で、府としては、今年から実施した振興局や土木事務所の再編がどうであったのか。このことが問われています。先ほど知事は、土木事務所の再編で、70名体制がとられ、そのメリットを生かし災害対応の体制がとれたのではないかと答えられました。しかし私が21日に舞鶴に行った時に、舞鶴に土木事務所がなくなったもとの、道路管理の6人が駐在している。しかし、今回のように同時多発で、道路も寸断され、綾部の中丹東土木から緊急の応援体制がなかなか組めない。道路管理が中心で、河川での土砂災害などには対応しきれない。こうした事態が発生したのでなかったのかと思う。知事として、これらについてはどう考えておられるのか、お聞かせください。

3点目は、災害に強い京都をつくる問題です。

由良川をはじめ河川改修や急傾斜地対策、土砂災害対策を急がなければなりません。このことについて、財政の問題もありますが、府民の命と財産を守るためにも、府政の最優先課題としてとりこんでいくべきだと考えますが、知事の決意をお聞かせください。

また、今回は水害でしたが、地震災害に対応するためにも、京都で今、37万戸もあります建築基準法改正前に建てられた住宅の耐震補強は喫緊の課題となっています。災害から住民の命を守るためにも、これまでからわが党が提案してきた「住宅の耐震補強のための助成制度」をこの際決断すべきではありませんか。

以上3点についてお答えください。

**【知事】**

産業復興問題だが、被災された商工業者の方々には、被災直後から、府の織物機械金属センターなどにおいて、約200企業を、商工会を入れると、400近い企業を訪問しまして、織物関係をはじめとした、中小企業の方々に、一生懸命対応し、被害の実態を把握した上で、昨日、議会の議決を頂いた、台風第23号非常時緊急融資を創設し、本日から取り扱いを開始した。

府北部には小規模零細企業が多いことから特別に小規模企業に対しては、応援融資と別枠で、1000万円まで無担保、無保証で活用できるようにすると共に、中小企業、組合向けには、無担保で8000

万円まで利用が可能であり、いずれも1, 0%という非常に低利で、かつ、2年以内の据置き期間で、10年という長期返済期間とし、たぶん全国最高レベルの融資制度となっていると私ども考えており、現段階では、まずこの融資を活用し、支援に全力をあげていきたい。

漁業者への支援だが、漁業者には多数の漁船の沈没・損傷、定置網の破損、共同利用施設の倒壊など水産業界もかつてない甚大な被害を受けた。

漁船の損害は、漁船損害等補償法に基づき国の制度があり、その保険制度で一定の措置はなされているが、これは被害の小さかった漁船の修繕費はまかなえるが、沈没や行方不明の場合、船の買い換えやエンジンの取り替えなど、多額の費用が要し、保険金だけでは対応が難しく、昨日の議会で承認を得た漁業災害復旧資金により金融支援を行う。

個人の農業用機械につきましては、現在JAの機械化センター等を中心に緊急の修理と緊急の復旧に努めているところ。特に破損が著しい機械の買い換えに対応できますように緊急特別融資対策として、これも補正予算でお願いしたところ。今後市町村やJAとの連携で本制度を広く周知するとともに、機械の共同化による既存事業の活用も視野に入れながら、早期の農業の経営再建安定化に努めたい。

振興局の問題だが、広域振興局におきましてすみやかに災害対策支部や副支部を動員しまして、広域振興局長を中心に70名の動員体制をしいて災害対策に全力をあげた。指摘の土木事務所だが、地方機関の再編自身は、土木事務所は3つを2つにしたのもので、広域振興局ほど大きなものではなかった。舞鶴の日常業務も綾部の方で十分に対応できるので道路パトだけを舞鶴においているわけです。ですあら、災害対応としてどう情報を収集する災害体系を組んでいくのか、情報連絡をどうするのかとか、道路の不通連絡をどうしていくのかについては私これから検証していかないとはいえませんが、広域振興局の再編自体について今すぐ問題になった形ではないのではないと思う。

治水対策や土砂災害対策だが、今回の台風により河川の氾濫や土砂災害が多数発生したが、野田川の中下流部など改修区間では本川の溢水被害は避けられており、また、宮津市の北地区では、砂防堰堤が土石流を捕捉し下流の住宅に被害をおよぼさずに済んだという所もある。また、大野ダムでは、下流の浸水状況や大川橋付近でのバス立ち往生に鑑み、ダムの容量を最大限に活用した結果、約1800万 $\text{m}^3$ の水を貯留することにより、由良川の洪水被害軽減に大きく寄与した。

完成以来最大の流入量になった日吉ダムでも、ピーク時には約850万 $\text{m}^3$ に達した流入量に対し、約8割をカットすることができ、約2100万 $\text{m}^3$ の水を貯留することにより洪水被害軽減に大きく寄与した。

これからも、これまで実施してきた、ダムや河川改修、砂防事業などにつきまして、治水対策の重要性を改めて認識したところがございますので、今回記録破りの雨になったが、河川改修や砂防施設整備などハード対策を着実に進めていく必要があると認識している。

ただ、正直に申しまして、すべての雨量に対応できるかは、ハード整備では問題がありますので、ハードとソフトを併せた形で、例えば重点警戒箇所マップや土砂災害の点検箇所パックなど防災情報の充実と共有化を一層推進し、市町村のハザードマップづくりをこちらの方でも支援しまして、被害の軽減対策に全力を尽くして参りたい。

住宅の耐震対策ですが、府としましても今年度市町村と連携して耐震診断事業を創設しまして、南部北部では木造住宅耐震診断推進フェアを開催し、住宅の耐震支援策に努めている。

助成制度は既存の制度が十分に活用されていない。これは、安価で簡便な耐震の改修工法の調査検討も含めて検討しないと、なかなか本当に具体的に耐震の補修に結びつかないと思うので研究してまいりたいと思います。

#### 【新井】

土木事務所の再編問題では、我々、再編の検討の際にも、災害時どうなのかの心配をしていた。日

常業務の上ではこれでいけるという体制があったが、現に災害が起こったときには、舞鶴の様な事例が起こっているのです。こういう意味では、ぜひ再検討も含めた検証をおねがしたい。

もう一点は、災害に強い京都を作る問題ですが、当然すべての雨量に対応することはできません。しかし京都府の場合、河川改修は、平成10年に130億円であったのが、今度の決算では73億円で、急傾斜地対策事業費でも23億円余りであったのが、14億円にと大幅に減らされてきているのです。急傾斜地や土砂災害危険箇所にしても、人家があるところだけでも8000個所以上も残されているのです。これらへの本格的な対策を進めることを、是非強めてほしいと言うことを申しておく。

また、住宅の耐震補強のための助成制度も、やはり、地震災害時に命を失うのは、住宅・家屋が倒壊してという事例が多い訳ですから、耐震補強の問題について検討いただきたい。

全体として言えば、急ぐ必要のない丹後大規模公園や木津川右岸公園などはしばらく待ってんでも、府民のいのちを守る。このことに重点的に力を配分すること。このことが、先ほど知事が言われた「メリハリのついた予算の執行」であると思いますので、これを求めておきます。

中小業者や農林漁業者への個人補償の問題です。これについて知事は、融資で対応すると答えられましたが、被災された方々の地域は高齢化率が大変高いという問題がある。今更新たな借金をしても返せない。しかし、元気なうちは働きたい。そういう人たちが、漁船がだめになった、丹後機業の織機がだめになった、カメラ屋さんが新しく購入したデジタルカメラ対応の現像機が水没しだめになった。だからもうリタイアせざるを得ない。こういう事態に追い込まれないように援助をしていくことが大事なのですね。

融資は全国一だと言われましたが、例えば、福井県は豪雨災害の後、越前漆器や和紙など地場産業の業者に300万円の助成を実施しました。

また、11月10日の衆議院経済産業委員会で、わが党の塩川議員が「生産設備の更新などの直接支援制度」を求めたのに対し、経済産業大臣は「地元がこれから立ち上がろう。再びがんばろうと思っているときに、生産設備に対しての直接支援ということも、最初からダメというつもりは毛頭ございません」といい、「各自自治体が産業を復興していくことに関しては、最大限国としてもお手伝いをする。地元の知恵をだしていただく。それに答えていくのは当然のこと」と答弁しているのです。

京都府としても、商工業者や農林漁業者が災害から立ち直るための助成措置を実施し、国にも支援を求めていく、こういう事があってこそ血の通った行政になっていくと思う。再度お答えください。

#### 【知事】

先ほどもお答えしたとおり、被災直後から、私ども、府の織物機械金属振興センター、商工会を中心に各被災企業を丁寧に回らせて頂き、経営相談にのってきた。そういう中で、今後の経営等などについて相談する中で、きめ細かく対応して行くときに、今回の台風23号の非常時緊急融資を創設して、まず、身近な相談を重ねながら、しっかりとした形での応援をしたいと思っている。

まず、私どもとしては、そういった形での融資制度、これは、運転資金でも10年間で2年据置き、無担保無保証人で1%と、これは（**発行者注** 保証協会への）損失保証を府もしているわけですから、これは、府としても重大な決意を持って臨んでいるのですから、まずこの運用に全力であたりたい。

福井の例をあげられたが、あのように電源立地の交付金でやれる所と違い、我々、財源も含めて色々企業の一つ一つについて、細かく対応してまいりたい。

その中でリースの問題とか、さらにきめ細かいことが出来るかは、こういった生の声を聞きながら、こういった物を運用しながら考えていくのが筋でないかと、今は思っている。

#### 【新井】

きめ細かく対応したいということですから、是非検討して頂きたいのですが、現に京都労働局への相談でも「事業再開の見通しが無い。この際、廃業したい」という相談が6件も入っていると言うの

ですね。

そういう意味で言えば、昨日の臨時議会でも全会派一致で、農林業業者、商工業者への支援決議をあげたが、きめ細かい対応と言われるのならば、助成も含めた検討を是非頂きたい。このことを求めておきます。

## 「三位一体改革」、経営改革指針について

### 【新井】

次に「三位一体改革」についてです。

知事はこれまで「三位一体改革」が「地方の自由度を拡大する」ように言われてきました。しかし、今日の事態は、これまでから私どもが指摘してきたとおり、「三位一体改革」の名で、国庫補助負担金の削減、交付税の大幅削減など、地方への財政を切り捨てるものであることが明らかになり、「自由度の拡大」どころか、自治体としての本来の仕事をできなくしてしまうものであることがはっきりしてきました。

こうした事態を見て、知事はどう考えておられるのか。改めてお聞きします。時間がないので簡潔をお願いします

**【知事】** 三位一体は、本来の形をきちっと確保しなければ、これは、国民にとってマイナスになると思う。ですから、全国知事会におきましても、とにかく、筋が通る、通らなければ我々は徹底的に抵抗するという気持ちで、先の小泉総理との知事会に臨んだ。

小泉総理もその中で真摯に受け止めるとの発言があった訳だから、我々は、17日、明日にも地方の決起集会を開いて、地方分権、国民のためになる三位一体を求めて行きたい。

### 【新井】

今日の事態は、明らかに地方の財政を切り捨てる物であることがはっきりしてきたが、もともと三位一体そのものが、そういう狙いを持った物であることは、はじめから明らかだったと思うのです。と言うのは、去年の「骨太方針第3弾」で「三位一体改革」について、福祉や医療、教育費が7割を占めている国庫補助負担金を4兆円削減して、財源委譲するのは3兆円。差し引き1兆円ここで減らす。地方交付税は徹底した見直しによる総額抑制で地方交付税は徹底して見直しをして総額を抑制し、財源補償機能を縮小していくと、骨太方針の中で書かれているのですね。

それを、前に知事は「三位一体」で地方の自由度を拡大していくのだと言ってこられた。しかし、はじめからこういう筋書きだったのではないかと私ども思っております。この事について、知事は、今年5月の「三位一体改革列島シンポジウム」で、「国にだまされた」と言われましたが、女性のパネリストから、「だまされたと言っても、国が一枚上手だったと言うこと」と、こういう事まで言われている訳ですね。

今大事なことは、本来国が果たすべき、国庫補助負担金や負担金を、役割分担として払わせる。そして、その内容については、地方が自由度を拡大していけるように、今までの通達主義とか、様々な縛りをなくさせていく。もう一方で、地方交付税をしっかり確保していく、この道を進まないと地方分権と言っても、地方の財政がどんどん切り下げられていくことになるので、今もありました、全国知事会も含め、今の三位一体改革の地方の財政を切り捨てるやり方に真っ向から立ち向かってもらいたい。これを要望しておきます。

## 経営改革プランについて

### 【新井】

その上で、今、地方財政抑制策と言う中で、京都府としてもこれにどう対応していくのかと言うことで「経営改革プラン」と言うものが出されて来ました。

これについて、一つは、行財政改革指針「改革ナビ」でも、今回の経営改革プランでも「経営の視点」

が強調されています。今年から、「経営戦略室」がつくられ、「経営戦略会議」も開かれている。これは住民の福祉の増進を目的とする地方自治体として、経営の効率、採算性から見ると言う事になるのではないか。採算性の悪い事業は切り捨てる、こう言う事になるのではないかという危惧をしますが、この点についてお聞かせ下さい。

2点目は、この「経営改革プラン検討素案」ではこれまでの「削減型改革は限界」として、行政の運営手法を根本的に見直すとしています。

その一つとして、これまで公共事業として行ってきた公共施設の建設を、民間企業に建設してもらい、あとから府がこれを買取るPFI方式を導入しようとしています。すでに府営住宅の建設をこの方向ですすめています。これは中小企業への仕事確保に逆行して、大手の企業にもうけの場を提供することになるのではないかと心配ありませんか。知事のお考えをお聞かせ下さい。

**【知事】** 経営と言った場合、何のための経営だと言うことですね。私どもにとって一番大切なのは、府民の視点からの行政を行うことです。府民が私たちの一番上にいる。今まで、どうも、国が上にあって、国からお金をもらうことばかり考えていたのではないかと心配。そうではなくて、府民の視点から一番効果的、府民ニーズに適した経営を行うと言うことを私はずっと言っている訳で、ご理解を頂きたい。

PFIは、まず、やはり民間の活力、力をどう活用するかが、これからの府民と力を合わせた行政としては一番必要になるので、もちろん、中小企業、地元企業に対するしっかりとした配慮をしながら、こうしたものを進めていくべきだと思っています。

#### **【新井】**

府民と力を合わせてやることは、今度の経営改革プランにも書かれています。府民との共同と。ところが、もう一つ書かれているのです。民間企業との共同と言うのが、今度の経営改革プランの素案にはのっています。

民間企業との共同という中で、現実には府営住宅で見れば、これまで9割方、官公需発注で言えば、中小企業に回ってきたのです。しかし、PFI方式になれば、これに参入できるのは、資本を出資できる銀行や大企業になる。出資することのできない中小企業は、二次下請けや三次下請けでしか仕事は出来ない。これは、京都府がこれまで努力してきた、官公需の中小企業への発注を強めていこうという努力に反するし、もう一方で、税源の涵養が言われているが、これにも反すると思う。こういうやり方を改めるべきだ。

同時にもう一点は、「経営の視点」とは、「府民の視点」といわれたが、現に洛東病院の廃止問題に端的に表れています。

洛東病院についていえば、その理由は、毎日、毎日赤字がでる。採算性がとれないと言うことで、今回、洛東病院の廃止を決める。しかし、これは、府民の生命と暮らしを守ると言う、本来自治体がやらねばならない仕事を、採算性が悪いと、結局は切り捨てて行く。公的責任を放棄していくことは明らかであります。

このことは、教育の分野にも現れています。京都式少人数教育を支えているのは、大量の臨時教員と大量の定数内講師です。これも、結局は、教育を安上がりにはやっつけようと言うやり方の現れではないかと思えます。

知事は、「住民発」とか、「府民の目線」でと言うが、今進められようとしていることは、結局、国が、地方財政を削減し、福祉、医療、教育を切り捨てていこうと言うやり方をしている時に、それを、そのまま、府民に押し付ける。その手法は、総務省がずらっと並べている、PFIであったり、PPPであったりと、これをそのまま京都府に持ってくる。そういう意味では、「府民発」どころか、「総務省発」と言わないといけない。そのことを指摘して終わります。

**島田 敬子** (日本共産党 京都市右京区) 2004年11月16日

**洛東病院の廃止方針は凍結し、患者・府民の声を聞いて拡充・存続を  
京都のリハビリテーション医療体制の充実を**

**【島田】**

日本共産党の島田敬子です。私は、洛東病院問題について伺います。

9月定例議会で、山田知事が、府立洛東病院を来年3月までに廃止する意向を表明したことに対し、患者・家族、多くの府民の皆さんに不安が広がっています。「洛東病院は命の綱。この灯を消さないでほしい」と署名が2万1千をこえました。知事の元には、「患者・家族の会」が「一言メッセージ」を届け、懇談会を開催するよう求めています。知事は、お読みになりましたか。まず、お聞かせください。

「くも膜下出血で民間病院に入院し、その後、洛東病院へ移りました。二つのリハビリセンターを移りましたが、その中で洛東が最高でした。是非、存続拡充をしてください」という患者さんの声。「夫が突然の脳出血で入院。何とか歩かせたいと、洛東病院で訓練計画を立てて頂き、数ヶ月訓練。おかげで、杖で歩けるようになりました」という奥さんの声。そして、「介護保険の申請にこられた40歳代の女性の方が、洛東のリハビリで障害を改善し、介護保険の申請を取り下げられました」という京丹後市の保健師さんの声などです。30年にわたる洛東病院のリハビリ医療の実績への高い評価と感謝の声が綴られています。知事は、こうした患者・家族の声を直接聞いてはいかがでしょうか。

さて、本府のリハビリ体制は大変遅れていることが、決算審議の中でも明らかになっています。例えば、回復期リハビリ病床は現在、京都府で575床、全国平均を下回っています。しかも、京都市以外にあるのは宇治市だけです。南山城、中丹、丹後には一つもありません。だから、舞鶴や福知山、丹後からはるばる洛東病院に来られています。

リハビリ医療では先進の兵庫県リハビリテーションセンター顧問の沢村医師は、回復期リハビリについて「人口10万対50床が必要である」とされていますが、京都ではいま人口10万対22床ですから、今の2倍以上の整備が必要になります。これらの課題について、どのように解決していく計画ですか。お聞かせください。

**【知事】** 経営の中で、税金の赤字の切りつめを何のためにやっているのか。すべて税金は府民が払っているもの。この税金をいかに有効に、本当に必要な府民に配分するのか。今回の災害でも、思い切った形で全国最高水準の住宅再建を実現するようにとやっている。財政再建は、そういう視点で物事を運んでいることを理解して頂きたい。我々が扱っているのは、すべて府民の税金である。

洛東病院については、患者さんを第一に考えるべきとの観点に立って対応している。院長名のお知らせで個々にお渡しし、説明を行う等、丁寧な対応をしてきている。患者にとって最も切実な医療について個別に診療計画を説明し、病院として責任をもって、診療にあたってきた。指摘の通り、色々な意見が寄せられていることについて、十分承知している。他府県からも多くの署名をもらっている。洛東病院が長い歴史を有する中で、先駆性を発揮し貢献してきたことへの評価と感謝している。ただ、洛東病院がこれまで果たしてきた役割や丁寧な医療を提供していることへの評価には感謝するが、一方で、周辺に数多くの医療機関がある中で、どういう形で一番、府民の健康を守らなければならないのかという点について、検討していかなければならない。患者が急速に減少して患者離れが進んでいるのも事実。さらに回復期リハビリや介護保険等の創設により、リハビリに取り組む医療機関が飛躍的に増加し、リハビリ医療に係る公民の役割分担も考える上で、状況が変化している。そして、老朽化した病院として運営していくことがこれから出来るのかという点、当然、建て替えを考えなければ

ならないが、その建て替えの費用と近隣にある府立医大の建て替えの費用を考え、どうすれば一番、総合的な形で府民に対する医療が提供できるか、こういう判断によって判断しなければならないとして、包括外部監査報告やあり方検討委員会にも多角的に検討していただき、洛東病院については、残念ながら、今後も引き続き、公が担うべき医療としての意義はほぼなくなったということで、「廃止が適当」との厳しい意見をいただいた。

いまの洛東病院については、根本的に建て直さなければならないのは明白。そういった観点から、廃止の方向性を示したところ。患者のみなさんに対し、そうした状況をくり返し説明し、理解を頂くよう努めてきた。今後も引き続き、患者の医療保障について、懇切丁寧な対応を行い、理解を求めていきたい。

リハビリについては、リハビリに対する診療報酬の充実がはかられ、総合リハビリテーションや回復期リハビリを実施する病院が平成11年度以前は6病院だったのに、現在、のべ30病院に達するなど急激に増えている。民間の力と公の力をバランスよく結びつけることにより、府ならではの政策医療を推進する必要がある。このため、府立医大において、再生医療等、高度医療に支えられた内科系、外科系もあわせ、小児や脊髄損傷も対象に加えた質の高いリハビリを来年4月から実施するよう準備を進めているところ。老人保健や介護保険など、リハビリテーションニーズが多様化する中で、医学療法士や作業療法士などリハビリ専門医の再教育や看護職員の資質の向上、医療保険・介護を含めて、地域でのリハビリテーションネットワークを構築することが重要な課題。これまでから府立医大に蓄積された人材を活用して、今後、地域リハビリセンター機能を整備して、広く全府域を視野に入れたリハビリを推進していきたい。

#### 【島田】

「患者さんに説明している」との答弁でしたが、患者さんという弱い立場の人に「廃止」という結論を決めて一方的な説明をする。これがどうして、弱者の視点、府民の目線といえるのか。患者さんに直接会って、一度、お話を聞いていただきたい。強く要望します。

のべ30のリハビリの病院があるとの答弁だが、ごまかしがあります。ダブルカウントしており、現実には21の病院しかなく、回復期リハビリをやっているのは11病院しかありません。

さて、府立医大で急性期のリハビリや人材育成をやることは当然であり、遅すぎるほどです。問題は、府下どこでも、誰でも、急性期のみならず、回復期、維持期、職業復帰、家庭復帰へと一貫したリハビリを受けられる体制をどのようにつくるかということです。

いま、地域の開業医さん、医師会の中でも大問題になっている課題があります。「急性期病院で、入院日数の短縮化が進んでいるのに、急性期病院から回復期リハ病院に転院できずに、リハビリを十分受けられないまま在宅に戻ってくる例が増え、寝たきりになる患者が増えている」とのことです。これは多くの府民の実感でもあります。こうした中で、洛東病院を廃止することは、許されません。

そもそも、京都府のリハビリテーション医療体制をどのように整備するのか、京都府の協議会でも結論が出ていません。ところが、知事は、洛東病院を廃止することだけは一生懸命です。

その上、あり方検討委員会などの進め方も重大な問題があります。あり方検討委員会の委員の一人、「京都医療ひろば」代表の奥田さんは、機関誌の中で、府立医大への重点化については「賛成できないといった意見を加筆してください」と言ったのに、それが無視をされたこと、提言のまとめ方についても、十分な意見交換がされず、「まとめ方や意見の内容について異議をのべることができなかった」と告発されています。この経過について、知事は報告をうけておられますか。こうした進め方は、重大な問題だと思いますが、いかがですか。

【知事】 私も洛東病院に行ったが、印象的だったのは、非常に高価な機械の上にビニールがかけてあった。「なぜ、かけてあるのか」と聞くと、「この前、天井から汚水が降ってきた。機械が壊れたら困るのでビニールをかけてある」とのことだった。本当に建て替えが可能かどうか、その判断を早く

しなければ、行政を担うものとしての責任を果たせない。その時に、これから、洛東病院だけですべてのリハビリ患者を担うことはできないので、民間の病院の力も入れて、府立医大を中心にした新しいリハビリの体制を作っていかなければ、本当に、リハビリ患者の一人ひとりに対応できない。だからこそ、地域リハビリ支援センターをつくり、府立医大に対しても、これから高額な投資をして、府民の健康を守る体制をつくっていくことを重ねて表明している。総合的な観点から、判断して頂きたい。

**【島田】**

質問に答えていません。病院改革プロジェクトから「医療ひろば」代表の声を伝えられたかどうか、お答えください。

知事の出身の兵庫県では、総合リハビリテーションセンターがあります。300床の中央病院を核に、地域で困難な特殊・高度・専門性の高い医療の提供と生活リハビリ、職業リハビリなど先導的なサービスを実施するとともに、10の2次医療圏域毎に、県立病院を軸としたリハビリ医療の中核施設を配置し、全県的な整備を進めています。さらに、昨年3月には、「全県的なリハビリテーション施設のあり方に関する報告」が策定され、西播磨に新しくリハビリセンターの拠点を作る計画です。「回復期は民間」などという無責任な結論はどこにもありません。

まとめをなさった沢村委員長は、経済政策優先から生活者重視の政策への転換を強調されています。「総合的なリハビリ体制を構築したい」というなら、是非、兵庫県に学んで頂きたい。

最後に、指摘しておきますが、あり方検討委員会については、NPOを名乗って兵庫県から医業経営コンサルタントを呼んだことは、9月議会で指摘しました。

今ひとつの問題は、府立病院のあり方を検討する委員会の委員には、保健福祉部からでなく、島津製作所から2年の任期つきで出向してこられた経営戦略室の方だけが任命されていることです。

また、「全病棟廃止」の結論を導き出した「包括外部監査」の事務局も経営戦略室です。経営効率優先で、最初から、洛東病院をつぶそうというやり方がハッキリしているのではないのでしょうか。

患者の意見も聞かない。幅広く府民の意見も聞かない。京都府の現時点での明確なリハビリ政策もない。あり方検討委員会の委員の中からも、問題だと意見が上がっています。

少なくとも、これだけの問題があるのですから、洛東病院の廃止方針は凍結し、見直すべきです。強く要望して終わります。先ほどの件だけ、答弁してください。

**【知事】** 文書上の表現について一人の委員から意見はあったが、洛東病院のあり方そのものに関するものではなく、また、当該委員は、「反対意見があったかのように言われることは本意ではない」と、わが方の職員に確認しているところ。言われていることに、余りにも食い違いがあり、当惑している。兵庫県の話の聞けといい、兵庫県からコンサルを呼んだら問題だという。「経営」というのは、府民の視点でどうやっていくのかという形で、府民本位の形で行政経営をやっている。その資格をもっている職員を委員に入れているので、誤解があるのではないか。十分に理解して頂きたい。